

豊後国司の戸籍調べ(三)

福岡市在住

会員 佐 脇 貫 一

豊後国司の姓氏名、補任の状については記録されたものが少ない。昭和十五年六月、大分県郷土史料刊行会から発行された「大分県郷土史料集成」(全三巻)の地誌篇の解題中に、「国造及び国司」の項があり、先代旧事本紀・日本書紀・続日本紀・続日本後紀・文徳実録・三代実録・前太子記・日本紀略・源平盛衰記・東鑑(吾妻鏡)等から、豊後国司(豊後守または豊後介)補任と、その関連記事を抜き書きしている。昭和三十年に刊行された「大分市史 上巻」に記載されている豊後国司補任は、正確ではあるがいま手許にないので、「郷土史料集成」の記載を修正しながら、本稿を進めることにする。

前述したように「郷土史料集成」の記載は「六国史」が中心になつてゐるが、それ及国史編纂事業が「三代実録」でとりよめられたため、延喜以後の国司補任を記録した史料がないからである。もつとも「前太子記」から藤原重光、「日本紀略」から藤原忠輔、「源平盛衰記」から藤原頼資・頼経父子、「東鑑」から藤原重光など、豊後守になつた人々の記事が採録されているが、このなかには名国司あり、後領(すなわち国司中の守又は介の別称)ありで、律令制に則つた国司でないだけに、漠然としてたものと感ずる。

名国司とは、貴族の子弟が年官により名儀上の国司に補任されること。

また「郷土史料集成」の豊後国司は、「続日本紀」から「続日本後紀」にわたっている。六国史で「続日本紀」に次ぐのは「日本後紀」で、それは桓武天皇の延暦十一年から淳和天皇の天長九年にわたる、およそ四十年間にわたる紀であるが、全四十巻のうち三十巻が損失し、現存しているものは僅かに十巻である。従つて国司補任の記録は同時代の一部で、そのうち豊後国司は次の七人で、十二事項になつてゐる。(原漢文、括弧内は補者)

- ▽ 延暦二十三年(八〇四)正月、従五位下藤原朝臣真まこと 叡 豊後守と為る。
- ▽ 大同三年(八〇六)六月、従五位下文意真かみゆゑ 止嗣と中務少輔と為り、豊後守故ゆゑの如し。
- ▽ 同年八月、従五位下文室真人正嗣ただなり 斎宮頭と為り、豊後守故の如し。
- ▽ 大同四年(八〇九)正月、従五位下谷忌寸野主豊後介と為る。
- ▽ 同年正月、従五位下文室真人正嗣 豊後守と為る。
- ▽ 同年二月、従五位下文室真人正嗣 陰陽頭と為る、豊後守故の如し。
- ▽ 弘仁二年(八一一)六月、従五位下笠朝臣梁麻呂 豊後介と為る。
- ▽ 同年十月、従五位上安倍朝臣真直 主殿頭兼豊後守と為る。
- ▽ 弘仁三年(八一二)八月、従五位上安倍朝臣真直 権左少辨と為り、豊後守故の如し。
- ▽ 弘仁四年(八一三)正月、従五位下笠朝臣梁麻呂 豊後守と為る。
- ▽ 同年正月、右衛門佐藤五位下安倍朝臣雄能麻呂 兼

豊後介と為る。

弘仁六年(八一五)正月、諸陵頭従五位下栗田朝臣  
鉦田麻呂、兼豊後介と為る。

「日本後紀」は闕卷が多いので、前掲の豊後国司補任  
も一部分しか伝わっていない。延暦二十三年正月に豊後  
守に任命された藤原朝臣直書は藤原氏南家、不比等の子  
男武智麿の孫にあたる。淳仁天皇(淡路廢帝)を擁して、  
政權を握った藤原仲麻呂こと惠美押麿の甥である。次に  
平城天皇の大和三年六月、中務少輔に任ぜられた文室真  
人正嗣は、豊後守故の如しとあるが、これはすでに豊後  
守に在任していたためであろう。この文室正嗣は同年八  
月、齋宮頭に転じたが、やはり豊後守はそのまゝ。つい  
で四年正月、豊後守専任となり、翌二月、豊後守のまま  
陰陽頭に任ぜられている。文室真人は天武天皇の皇子長  
孫の子知奴王が天平勝宝四年、文室真人姓と賜わり、文  
室真人淳三と称したことに始まる。また大同四年正月豊  
後介になった谷忌寸野主は、後漢氏族、坂上氏流で、  
伎直の後である。ここで気付くのは文室真人の豊後守は  
いわゆる名国司で、彼に代つて谷忌寸野主が介として豊  
後に下向し、その行政を担当したものである。

弘仁二年六月に豊後介となつた笠朝臣梁麻呂は、おそ  
らく谷野主に代つたもので、同年十月に安倍朝臣直直が  
主殿頭兼豊後守になつてゐる。そして弘仁四年正月に安  
倍真直の後任として、笠梁麻呂が豊後守に昇進、右衛門  
佐安倍雄能麻呂が豊後介を兼ねた。同六年正月、兼豊後  
介に任ぜられた諸陵頭栗田朝臣鉦田麻呂の栗田朝臣は香  
日氏族、「姓氏録」に「天武考國押人命三世孫考國葺命  
の後也」とあり、初めは栗田臣と称していたが、天武十  
三年に朝臣姓と賜わつた。

「郷土史料集成」が、「日本後紀」をとりかへて「続日

本後紀」をとりあげてゐることはずで述べた。寸直お

ち「続日本後紀」云々の最初は、承和九年七月の坂上大  
宿禰野發で、前年十二月に従五位下善永王が豊後守に補  
任されたことを落している。さて「続日本後紀」は仁明  
天皇の天長十年から嘉祥三年の十八年間を反ぶ紀で、い  
わば仁明天皇御一代紀といえる。撰修の在り方は「続日  
本紀」も「日本後紀」と異なるところは少ないが、地方官  
補任はその多くが省略されて、一二の者をあげて「云々」  
の語で結んでゐる。

▽承和八年(八四二)十二月、従五位下善永王豊後守と為  
る。

▽承和九年(八四三)七月、主藏正七位上坂上大宿禰当  
岑豊後権掾と為る。

▽承和十二年(八四六)十二月、従五位下清原真人沢雄豊  
後守と為る。

▽嘉祥二年(八四七)八月、従五位下惠美真人直名豊後権  
守と為る。

▽嘉祥三年(八四八)正月、従五位下賀茂朝臣弟岑豊後守  
と為る。

「続日本紀」は全二十卷とも現存してゐる。しかし、  
天長十年から承和八年十二月まで、豊後国司の記載は全  
くなく、十二月九日の人事ではじめて従五位下善永王が  
豊後守に任ぜられてゐる。この善永王は王族であるが、  
系統ははつきりしない。坂上大宿禰当岑は征夷大將軍坂  
上田村麻呂の孫で、淳野の子といふ。坂上大宿禰は後漢  
氏族、後漢靈帝の裔といふ阿智使主から出ている。初め  
坂上連と称していたが、坂上連大國の時、忌寸姓と賜わ  
り、延暦四年前田麻呂のとき大忌寸に改め、更に一族の  
本宗として大宿禰姓を賜わつた。前田麻呂の子が田村麻  
呂である。なお当岑は豊後権掾であるから、おそらく善

永玉の代官として豊後国府に下向したものである。善永王については嘉祥二年八月の条に、「在京人六世善瀧王・善水王（善永王？）等十五人に清原真人の姓を賜う」とある。

清原真人沢雄は天武天皇の皇子舎人親王の後、正五位下・小倉王の子清原真人夏野（後二位右大臣）の三男である。

清原沢雄に次いで豊後国司に任ぜられたのは登美真人直純、彼は豊後権守であった。ところが同年（嘉祥二年）十二月十三日、大宰府から早馬があり、豊後権守登美真人直名に謀叛の状が来ると奏上された。そこで直名は召還されて近国に謫居させられたが、翌三年三月、疑い晴れて赦免された。この登美真人は用明天皇の皇子采目王の後である。登美直名に代って豊後に赴任したのは賀茂朝臣兼岑、賀茂はまた加茂と書き、加茂朝臣は三輪氏族、大神朝臣と同祖で大田田根子命の孫大領茂部兼命に出ている。代々加茂宿禰を称したが、天武十三年、墨彦のとき朝臣の姓を賜わった。

「続日本後記」承和九年八月の条に、豊後国府から申達され、大宰府から上申された前豊後介中井王の行状が記されている。それによると、

「前豊後介正六位上中井王は、任期が終つても帰郷せず、日田郡に私宅を造作し、諸郡に私管田を所有して、前官の權威をかさにきて、恣に郡司や百姓を苦しめた。そのため日田郡では吏民が騒動を起したが、その騒ぎがまた収まらぬのは、彼はさらに筑後・肥後等の國を横行して、百姓を威嚇し農耕の邪魔をしたが、その役務を妨害したので、人民の被害がいよいよ大きくなった。また中井王は豊後の各郡に入りこんで、田畠の未進貢稻を徴収すると称して、かねて目をつけていた百姓の財物を横領し、未進を代納すると称して、着服

した財物を貸与して納入させ、後日その二倍の代償を収奪した。このような悪辣な行爲を続けられたため、延暦十六年の詔に従つて京都に召還され、太政官に下され延命、その罪が決つたが、去る七月十四日の恩赦（嵯峨上皇御不豫による大赦令）によつて、身振を本御に送致した。

この中井王の悪行の摘要は、豊後守善永王や権椽坂上当岑によつて行なわれたものである。なお、権守、権椽などの権は仮りの意で、正員以外の官職をさしている。（一づく）

緒方惟栄公追慕

大阪市長住（鶴見所改滿出身）  
会員 木田 長

拝啓 大度公が御申しております。発刊ごとに史談誌をお送りいただき、心から感謝いたしておりますが、お報いすることでもできず、ただノノ恐縮するばかりでございます。これから（注、後信七月十二日）暑さがきびしくなりますので、健康には充分ご配慮下さいますことを祈っております。

（恙以上を前書とする編纂者への私信の形であるが以下もすべて原文のまま所論的確、おまりの名文章力に、木田氏にお祈りして会員諸士の一読に供する。（羽柴）

私は郷土である佐伯地方を、こよなく愛しております。時々郷里に足を踏み入れると、出郷の当時免道であった細道が、都会なみの舗装に変わり、景観もやもや落古つきがなくなつて、人々の感情も、古きよき時代の人間關係が、薄くなつたようにみられます。それでも、私達の心には昔の古里があり、温かい人情